

議案第 83 号

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定について

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関する必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号。次項及び別表において「給与条例」という。）第8条の3第2項に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、同条第3項に定める割合）を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に100円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師及び歯科医師にあつては、当該月額に給与条例第6条の3第1項第1号に掲げる額を加えた額。次項及び第6項において同じ。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除し

て得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

7 報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定める。

8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬の基本額の特例）

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項、第5項又は第6項の規定にかかわらず、月額370,000円、日額150,000円又は時間額2,270円を超えない範囲内において規則で定める。

2 前項の規定は、前条の規定により難いと認められるパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものについて準用する。

(報酬及び期末手当の特例)

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第5条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復するとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償は、一般職の職員の通勤手当及び旅費の例により支給する。

(支給日)

第6条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給日については、一般職の職員に準じて規則で定める。

(給料等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第2条第7項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第8条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の職員に準じて規則で定める。

(休職者の報酬等)

第9条 休職にされた会計年度任用職員に対する報酬、給料及び手当の支給については、一般職の職員に準じて規則で定める。

(支給)

第10条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び第7条第1項に規定する手当に限る。）の支給については、前8条に規定するもののほか、一般職の職員の例による。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次の各号に掲げる期間に新たに会計年度任用職員として採用される者が、当該各号に定める期間、当該採用された職種と同一の職種においてこの条例による改正前の所沢市一般職員の給与等に関する条例（次項において「改正前の給与条例」という。）別表第6の適用を受けていたときの報酬及び給料の額については、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に支給されていた賃金との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- (1) 施行日から令和3年3月31日まで 平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで

2 施行日以後最初に支給される期末手当については、改正前の給与条例第29条に規定する期末賃金との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 施行日から令和3年3月31日までの間における第2条第3項の規定の適用については、同項中「所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号。次項及び別表において「給与条例」という。）第8条の3第2項」とあるのは、「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第8号）附則第2項の規定により読み替えて適用される所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号。次項及び別表において「給与条例」という。）第8条の3第2項」とする。

（所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年告示第112号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年告示第113号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第2条第4項から第6項まで、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。））」を加える。

（所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第6条 所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第6号）の

一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 所沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部

を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する

子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育

児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4に規定する場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業を

しようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用

する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
嘱託医	障害児福祉手当及び特別障害者手当の審査に関すること。	1回	14,000円
	発達障害に関すること。	1回	36,000円
	松原学園に関すること。	1回	60,000円。ただし、健康診断に関する業務については、48,000円
	精神保健に関すること。	1回	36,000円
	歯科保健に関すること。	1回	36,000円
	母子保健に関すること。	1回	36,000円
	生活保護に関すること。	月額	38,000円
	市立保育園に関すること。	年額	1園当たり133,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額
嘱託歯科医		年額	1園当たり120,000円に、在園児数に300円を乗じて得た額を加算した額
構造計算補助員		日額	16,000円

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額
--------	-----

学校医	年額	1校当たり149,800円に、生徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額
学校歯科医	年額	1校当たり149,800円に、生徒数に204円を乗じて得た額及び執務回数に8,600円を乗じて得た額を加算した額
学校薬剤師	年額	1校当たり139,700円に、執務回数に2,020円を乗じて得た額を加算した額
園医	年額	153,200円
園歯科医	年額	153,200円
園薬剤師	年額	83,200円
学校相談医	年額	149,800円
産業医	月額	50,000円
スポーツ推進委員	理事	年額 60,900円
	委員	年額 54,000円
学校給食センター薬剤師	年額	97,300円

(所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第27条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

第28条から第32条までを削り、第33条を第28条とする。

別表第6を削る。

(所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年告示第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「。以下「育児休業法」という。」を削り、「(育児休業法)」を「(同法)」に、「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下

「法」という。)」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改め、同条第2項中「手当の」を「職員（会計年度任用職員を除く。）の手当の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び宿日直手当とする。

第4条を削る。

別表（第2条、第7条関係）

職種	月額
医師及び歯科医師	給与条例別表第2医療職給料表（一）に定める1級における最高の号給の給料月額
薬剤師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第3医療職給料表（二）に定める2級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第4医療職給料表（三）に定める2級における最高の号給の給料月額
上記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額